

令和7年8月29日招集

# 8月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

## 令和7年度8月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年8月29日(金) 午後2時30分から午後3時00分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

### 農業委員

1番 田村良雄	2番 若林清廣	
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 佐藤英一	9番 保科豊秋
10番 長井範親	11番 高橋潤一	12番 塩原信子
	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 大嶋喜芳	17番 丸山和秀	18番 樋口智
19番 江端美春	20番 間宮一	21番 草野伸一
22番 増井勝	23番 高橋仁	24番 吉田浩

### 農地利用最適化推進委員

1番 山岸洋子	2番 阿部和美	3番 鈴木健二
4番 別所正幸		6番 白井雅彦
7番 伊勢亀裕二	8番 渡辺裕威	9番 原田秀一
10番 田澤利英	11番 武田要一郎	12番 野澤和吉

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第22号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第23号 新潟市農業委員会農地移動適正あっせん基準の変更について

議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩  
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏  
管理係主査 武田勇 農政振興係主事 金内誠一

## 7 会議の概要

藤崎管理係長 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和7年度8月定例総会を開会いたします。
14:30	3番 本田敏明委員、14番 野澤栄委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】
	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、
	12番 塩原信子委員、13番 帯瀬和幸委員をお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
	議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
	議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
	の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。
農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。

	<p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、本日正誤表を机上配布させていただきました。お手数でもご確認をお願いいたします。</p> <p>内容につきましては、議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についての15ページ 秋2号の契約内容について記載の通り訂正がありました。</p> <p>それでは、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で4件、中央地区で2件、秋葉区で1件、南区で3件、西区で1件、西蒲区で15件の計26件です。</p> <p>次に議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、南区で1件、西区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で4件、秋葉区で2件、南区で2件、西区で2件、西蒲区で3件の計13件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は42件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の山岸でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の4件は、去る8月27日に審査を行いました。</p> <p>農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」から「北4号」の4件は、いずれも農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いしま</p>

<p>中央地区部会長</p>	<p>す。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の7件は、去る8月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」は、いずれも、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第20号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、共同住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第21号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、高齢者福祉施設等の露天駐車場敷地に一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中2号」は、鳥屋野潟南部地区土地区画整理事業用地の造成事を行うものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中3号」は、市水道局発注の工事に伴う現場事務所及び露天資材置場敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中4号」は、将来設計を考え、個人住宅建築敷地として転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中1号」から「中4号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、農地法第4条許可申請1件、</p>
----------------	---

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長 職務代理者</p>	<p>第5条許可申請4件について、いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長職務代理者の白井でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の3件を、27日に審査いたしました。 「議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」です。 議案書4ページをご覧ください。 「秋1号」は譲受人の申し出により売買するものです。 続いて、「議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」です。 議案書15ページをご覧ください。 「秋1号」は第3種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。 「秋2号」は第1種農地に露天駐車場敷地として申請したものです。 以上3件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の伊勢亀でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は6件で、去る8月27日に審査を行いました。 まず、議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の5ページをご覧ください。 「南1号」と「南3号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により所有権を取得するものです。 次の「南2号」は、経営移譲年金を受給するため、期間満了となった農地に親子間で使用貸借権を再設定するものです。</p>

<p>議長</p> <p>西区部会長</p>	<p>次に、議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定です。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、所有する農地を農家住宅拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地に居住していますが、手狭になった自宅を増築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次に、議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、境内地敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地にて宗教法人を営んでいますが、お盆の時期になると駐車場が不足しトラブルの元となっていたことから、駐車場不足を解消するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第2種農地に分類され、許可相当と判断されます。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、建売住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、南区で不動産業を営んでいますが、立地条件の良い申請地に建売住宅を2棟建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。</p> <p>なお、4条許可申請1件、5条許可申請2件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の原田でございます。</p> <p>8月27日に開催した西区部会での審査結果について、報告い</p>
------------------------	--

<p>議長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>たします。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」は、譲渡人の規模縮小のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、13ページをご覧ください。</p> <p>議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、自己所有の農地を貸露天資材置場敷地に転用する計画で、農地区分は第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、17ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」、「西2号」ともに、賃借権を設定し、公共工事の仮設現場事務所兼露天資材置場敷地などに一時転用するものです。</p> <p>農地区分は、「西1号」が、第3種農地、「西2号」が農振農用地です。いずれの案件も、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請、1件、第4条許可申請、1件、第5条許可申請、2件、合計4件は、いずれも問題ないと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の18件は、去る8月27日に審査を行いました。</p> <p>議案第24号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、譲受人の規模拡大のため、賃借権を設定するも</p>
-------------------------	--

	<p>のです。</p> <p>「蒲 2号」、「蒲 3号」及び「蒲 12号」から「蒲 15号」は、譲受人の規模拡大のため、売買や贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲 4号」から「蒲 11号」は、農地の効率的な利用を図るため、所有権を売買及び交換するものです。</p> <p>次に、議案第21号 農地法第5条許可申請についてです。議案書18ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1号」は、新潟県発注の工事に伴う仮設現場事務所等敷地として転用するものです。</p> <p>「蒲 2号」は使用貸借により、「蒲 3号」は売買により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は3件とも第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>いずれも排水計画は整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請15件、第5条許可申請3件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>議長 それでは、議案書2ページ、追加議案第24号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
--	---

議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、議案書11ページ、議案第20号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書14ページ、議案第21号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、なお、議案書14ページ 中(ちゅう)2号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。</p> <p>それ以外の場合は、次回定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>中(ちゅう)2号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、別冊の議案第22号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>農政振興係の和田です。議案第22号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、1ページ令和7年8月の利用権</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>の設定等を促進する事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区6件、秋葉区4件、南区6件、西区2件、西蒲区80件、合計で件数98件、面積569,677㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ以降のとおりとなります。</p> <p>新規の利用権設定については、4ページから25ページのとおりです。</p> <p>いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から8月6日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、26ページとおおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨を決定し、市に対して回答します。</p> <p>促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。</p> <p>県の公告は令和7年10月31日からとなります。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第22号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第23号 新潟市農業委員会農地移動適正あっせん基</p>
----------------------------------	---

<p>農政振興係長</p>	<p>準の変更について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第23号 新潟市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について説明させていただきます。</p> <p>議案書郵送時に同封していた、左上に議案第23号と記載のある資料が載っているクリップ留めの資料をご覧ください。</p> <p>詳細は別紙2の新旧対照表のとおりですが、2枚目の資料、別紙1をご覧ください。</p> <p>変更理由について、令和7年3月の県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、それを踏まえて6月に意見聴取の依頼があった市の農業経営基盤強化促進基本構想の変更、また、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う手続き変更にあたって、農業委員会としてあっせん事業を行うための点検を行った結果を踏まえて、記載内容の変更を行うものです。</p> <p>変更概要について、順に説明します。</p> <p>1点目、第2 目的について、第1 趣旨で表されているため、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の記載に合わせて削除します。</p> <p>2点目、第2の削除により番号が替わって第5から第4になります他事業等との関連について、農地移動適正化あっせん事業実施要領の記載に合わせ、設置実態のない「農用地利用調整会議」に関する記載を削除します。</p> <p>3点目、2点目のように第2の削除によるもの、また、現在の基準において本文中の条番号に誤りが判明したもの、それらについて番号の修正を行います。</p> <p>施行時期は県知事の認定を受けた日となります。今後につきましては、本日の総会で承認をいただいたのち、国の実施要領に基づき関係機関で構成する「あっせん基準作成協議会」を書面にて開催し、9月26日までに県に提出します。</p> <p>なお、今回は点検の結果、県基本方針・市基本構想に関連する変更事項はありませんが、農林業センサスの結果などを踏まえて設定することとされて経営基準面積について、来年度以降見直しが必要と考えております。</p> <p>経営基準面積についてはあっせん事業の実施の際、また、中間管理事業による売買の際の基準となっていますので、見直しの際には改めて委員の皆様へ説明、ご意見をいただきたいと考えております。</p>
---------------	--

<p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第23号 新潟市農業委員会農地移動適正あっせん基準の変更について、審議いたします。原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として 委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:00</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和7年度8月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---